

困った時の相談窓口

発育・発達・健康・育児の相談

育児の専門相談・教室

問 健康福祉課母子保健係 ☎32-1177

保健師、助産師による相談や栄養士による離乳食教室など行っています。どうぞお気軽にご参加ください。

相談・教室	対象年齢	時間	内容	持参品	備考
すくすく相談・マタニティ相談	小学校入学前の乳幼児・妊婦	10時～11時	身体計測、育児相談、栄養相談、母乳相談など	母子健康手帳	※要予約
離乳食教室	4か月～7か月児、8か月～1歳3か月児と保護者	10時～12時	離乳食の説明、メニューの紹介、調理実習と試食	母子健康手帳 エプロン等	※要予約 先着順 (各10組程度)
すこやか食育教室	小学校入学前の幼児	10時～13時	親子で料理作りを通じて食育をはぐくむ教室		

※場所は、すべて保健センターパレットです。詳しい日時は、広報誌か市ホームページでご確認ください。



親子のための相談LINE

子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子どもに関わる保護者や子どもからの相談を受け付けています。

匿名(LINE上の登録名とアイコン画像のみ)で相談ができ、相談料も無料です。

周りに相談できる人がいない、話だけでも聞いてほしいなど、ちょっとしたことでも大丈夫です。

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

親子のための相談LINE

子育ての中の家庭の孤立防止や児童虐待の未然防止を図るため、保護者や子どもが子育ての不安や家族関係の悩みを気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談事業です。

- **相談受付時間** 毎日、10時～20時(※12月29日から1月3日までを除く)
- **対象者** 県内在住の子どもやその保護者等(匿名でも相談可)
- **相談料** 無料
- **こんな相談ができます**

子育てに関する不安や家族関係の悩みなどの子どもに関する一般的な相談を受け付けます。

「育児が大変でまとまった相談時間がない」、「親がそばにいないので電話では相談しづらい」といった場合でも気軽に相談できます。

- **保護者**
 - ・子育てが辛いと感じる
 - ・イライラして、子どもを叩いてしまいそう
 - ・子どもとどう向き合えばいいかわからない
- **子ども自身**
 - ・親に話を聞いてもらえない
 - ・親からいつも怒られる
 - ・親に気持ちをうまく伝えられない

※虐待通告などは、迅速な対応が求められることから、電話相談「189」を優先して案内します。

利用方法

- ① 二次元コードから、公式LINEアカウント「親子のための相談LINE」を友だち登録
※LINEのアカウント検索では表示されません。
(スマートフォンの画面からタッチすると登録画面が表示されます)
- ② 「親子のための相談LINE」の説明を確認して、LINEトーク画面上の「チャットで相談する」ボタンをタッチ
- ③ お住まいの都道府県・市区町村を選択
- ④ 表示されたURLをタッチし、相談画面を開く
- ⑤ 利用者情報を入力すると相談が開始(ニックネーム以外の入力は任意)



困ったときの電話相談・来所相談

困ったときは相談しましょう！悩みを聞いてもらうだけで、気持ちが楽になるかも知れません。子育てや子どもに関すること、学校生活についての不安、自分では判断がつかないことなど悩みがある場合は、一人で抱え込まずに相談しましょう。子どもの虐待についての相談もお受けします。相談員がアドバイスをを行っていますので、お気軽にご利用ください。いずれも相談は無料で、秘密は厳守します。

宮若市家庭児童相談室

子育てに関する不安や子どもの問題などで気がかりなことや虐待について家庭児童相談員が相談に応じます。お子さん本人からの相談もお受けします。

ひとり親家庭において生活などの心配ごと、仕事や住まいのこと、子どもについての不安、健康についての不安、関係窓口の案内など母子・父子自立支援員が相談に応じます。

- 窓 〇 子育て福祉課子育て支援係内
- 住 所 〒823-0011 宮若市宮田29-1
- 専用電話 32-0570
- 相談の流れ ①まずはお電話ください。お話を聞いて適切な対応方法を検討します。
②希望があれば相談員との面談を行います。
③具体的な対応方法を一緒に考えます。相談内容に応じた情報提供や助言を行うとともに必要な支援機関との調整を行います。
- 相談日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 相談時間 8時30分～17時15分
- ※夜間休日の虐待通告は児童相談所専用ダイヤル189へ(24時間365日対応・無料)

育児電話相談

子育てに悩んだり、子育てに疲れたとき、子どもの発育についての心配などの相談に応じます。

保健師などによる妊産婦・乳幼児家庭訪問も行っています。

- 窓 〇 健康福祉課母子保健係
- 相談日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 住 所 〒823-0011 宮若市宮田29-1
- 相談時間 8時30分～17時15分
- 専用電話 32-1177

不妊や不育に関する相談

不妊や更年期など、女性の心身の健康に関することで不安や悩みのある方は、ご相談ください。

- 窓 〇 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
- 日 時 毎月第1水曜日 13時30分～16時30分
- 住 所 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1
- 申し込み 予約制
- 専用電話 0948-29-0277 FAX0948-24-0186
- 料 金 無料

気軽に利用できる生活相談窓口です

あなただけの支援プランを作ります

あなたの事情や希望をよくお聞きして、あなたの問題解決に向け、一緒に考えながら解決策を探します。
安心してご相談ください。

家計(お金)の相談ができます

お金のことは、とてもデリケートな問題です。一人で抱え込んだ結果、大きな問題に発展しがちです。どうすれば解決できるのか、家計表などを活用して改善策を一緒に考えます。

住居確保給付金の支給 家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※支給には要件があります。詳しくはご相談を。

必要に応じて、行政または
民間の窓口へ
おつなぎします。



対象者は…生活保護を受けている方以外で、生活に困窮している方は誰でも相談
できます。

長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、さまざまな課題・問題を抱えた方が対象です。就労、家計(お金)のこと、生活全般についてご相談ください。

宮若市役所 自立相談支援室(困りごと相談室)

- 住 所 宮若市宮田29-1
- 電 話 0949-32-3477
- 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつせず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



福岡県の子育て関係電話相談窓口

名称	電話番号	内容	曜日・時間
あすばる相談室 (福岡県男女共同参画センター)	092-584-1266	子育ての悩みに関することやDVなどの相談	毎日 9時～17時 金曜日(祝日を除く)は、18時～20時30分も相談できます。 (8/13～15、年末年始は除く)
心の健康相談電話 (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7400	心の健康相談や病気で困っていることなどの相談	月曜～金曜 9時～16時 (祝日・年末年始を除く)
福岡県ひきこもり地域支援センター (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7530	社会的ひきこもり状態についての相談	月曜～金曜 9時～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
SOS電話相談 妊婦さん・赤ちゃん・子ども思春期 ([社]福岡県看護協会)	092-642-0110	思いがけない妊娠に戸惑っている方、妊娠についての不安・疑問がある方	毎日 9時～17時30分 (年末年始を除く)
筑豊若者サポートステーション	0948-21-6830	学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に就職できず悩んでいる若者を対象に職業的自立など将来に向けた取組みを支援します	月曜～土曜 10時～17時(要予約) (祝日・年末年始を除く) (電話予約 月曜～金曜 10時～17時)
親・おや電話 (福岡県立社会教育総合センター)	092-947-3515	育児や家庭教育上の悩みを一緒に考えていきます	月曜～土曜 9時～17時 (第2月曜・第4土曜・祝日・年末年始・センター休所日を除く) 17時～翌朝9時は、留守番電話で対応します。

困った時の相談窓口



「もぬって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



名称	電話番号	内容	曜日・時間
飯塚少年サポートセンター	0948-21-3751	子どもの非行問題、いじめや犯罪などの被害等の相談	月曜～金曜 9時～17時45分 (祝日・年末年始を除く)
子どもホットライン24 (北九州教育事務所)	0949-24-3344	子どもの生活、しつけ、問題行動、家庭親子関係、不登校等	24時間対応 (年末年始を除く)
教育相談 (福岡県教育センター)	092-948-3000	いじめ、不登校、非行、進路などの相談	月曜～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
不登校、ひきこもりサポートセンター (福岡県立大学内)	0947-42-1346	不登校、ひきこもりに関する相談	月曜～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
福岡いじめレスキューセンター	092-645-2567	学校に伝えにくいいじめの相談	日曜～金曜 10時～18時 (祝日・年末年始を除く)
こどもの人権110番	0120-007-110	いじめ、体罰等子どもの人権に関すること	月曜～金曜 8時30分～17時15分 (時間外は留守番電話で対応します。)
福岡県発達障がい者支援センター ゆう・もあ	0947-46-9505	発達障がいに関する相談	月曜～土曜 9時から18時 (祝日・盆、年末年始を除く)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学習相談員

「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「教育相談員」「学習相談員」は、児童生徒の臨床心理等に関して高度で専門的な知識および経験を持っており、児童生徒、保護者、学校職員等の相談に応じ、悩みや困難な事象の解決を援助する活動を行っています。

現在、福岡県教育委員会や宮若市教育委員会は、各小中学校における「不登校」や「いじめ」等の生徒指導上の諸問題を解決するために、このような教育相談の専門家を教育支援センターに配置し、教育相談を受け付けています。

宮若市の各小中学校においても必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学習相談員を活用することができます。

お問い合わせ 相談の申込み

- 宮若市教育支援センター教育相談室
(教育相談電話) ☎34-1661 (平日9時～17時)
- 学校教育課学校教育係 ☎32-1007
- 各小中学校の担任等

主任児童委員

市では、児童の福祉に関することを専門的に担当する児童委員を「主任児童委員」として設置しています。児童の福祉に関する機関や区域担当民生委員・児童委員との連絡調整を行うとともに、子どもたちの見守り、子育ての不安などの相談・支援活動等を行います。

地区	氏名	電話番号
全宮田地区	友安 隆雄	33-2076
全宮田地区	宇野 千恵	32-0619
全宮田地区	後藤 尚子	32-8247
全若宮地区	吉岡 美加	52-1182
全若宮地区	浦邊 眞知子	52-3157



お問い合わせ

- 宮若市民生委員児童委員協議会事務局
子育て福祉課地域福祉係内
☎32-0562

児童虐待ストップ

早期発見が子どもと親を助けます！

虐待の発見は、家庭という密室の中で起きるということや、親からしつけであると言われれば、それ以上口をはさみにくいといったことから、発見が難しいのが現実です。

また、どんなにひどい虐待を受けていても、子どもは自分からそのことを周囲に訴えることができません。むしろ、親をかばうことが多いのです。その結果、発見が遅れ、とても心が傷つき、命を落とすことにもなりかねません。

虐待って？

虐待は、大きく分けて次の4つのものがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、火傷を負わせるなど外傷を生じさせる、またはその恐れのあること。

性的虐待

性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなどわいせつな行為をしたり、させたりすること。

ネグレクト

食事を与えない、衣服や体が不衛生、医療を受けさせない、学校へ通わせないなど保護者としての監護を怠ること。

心理的虐待

脅す、無視する、きょうだい間で差別するなど、心理的外傷を生じさせること。

もしも、あなたの周辺での虐待に気づいたときは、次ページの通報先へお知らせください。通告者が安心して事実を話せるように配慮し、秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル【189】(いちはやく)

宗像児童相談所

宗像市東郷1-2-3
☎0940-37-3255

吉田市家庭児童相談室

子育て福祉課子育て支援係内 ☎32-0570
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)

児童相談所では、18歳未満の子どものあらゆる相談に応じています。児童福祉司や心理判定員、精神科医などの専門職がそれぞれの立場から調査や診断、指導を行います。子どもの一時保護や施設入所についての相談もお受けします。児童虐待についての対応も行います。

障がいのある子どものために

乳幼児発達相談

問 健康福祉課母子保健係 ☎32-1177

- **対象者** 1歳6か月児健診、3歳児健診の結果や保護者からの相談などから、発達に課題が疑われる乳幼児
- **場 所** 保健センターパレット
- **内 容** 臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士による発達相談 ※予約制

児童発達支援

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

未就学の障がい児に対して、児童発達支援センター等の施設に通うことにより、日常生活における基本的な動作訓練、知識技能の習得や集団生活の適応訓練等を受けることができるサービスです。

サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- **対象者** 療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
- **持参品** 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、その手帳
- **利用料** 原則、費用の1割相当額を負担
(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

放課後等デイサービス

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

就学(大学を除きます。)している障がい児に対して、放課後または休校日に、施設に通うことにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他の訓練等を受けることができるサービスです。サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- 持参品 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、その手帳
- 利用料 原則、費用の1割相当額を負担
(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

障がい児等療育支援事業

暮らしの中で困っていること、悩んでいること、ちょっと手をかりたいと思っていることなど、生活全般にわたる様々な相談を受け、地域での暮らしを支援するものです。

県が委託している下記の支援センターへお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

- ひとり、ひとりのお話を個別にうかがいます。
- やりたいこと、困っていることなどをきちんと確認します。
- どのようにすれば解決していくのか、ひとり、ひとりの気持ちを大切に考えていきます。
- 支援するために個別に了承を得て協力してくれるところへ話をします。
- 電話、来所、訪問にて相談に応じます。相談料は無料です。

障害者支援センターすきっぷ

- 開所日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
※それ以外の時間は、ご相談ください。
- 対象者 在宅の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、精神障がい者及びその家族など
- 住所 〒807-1312 鞍手町中山3169-100
- 電話番号 0949-42-8311 FAX0949-42-0523
- E-mail skip@movie.ocn.ne.jp

— 広 告 —

放課後等
デイサービス

みやわか

〒823-0002 福岡県宮若市鶴田 1861-119
TEL 0949-28-9952 FAX 0949-28-9953
✉ k.a-miyawaka@kdb.biglobe.ne.jp

放課後等
デイサービス

ululu

児童発達支援 ウルル

〒823-0002 福岡県宮若市鶴田 1215-1
TEL 0949-28-8725 FAX 0949-28-8726
✉ pocket.ululu2023@gmail.com

直鞍地区障がい者 基幹相談支援センターかのん

障がいのある人からの相談はもちろん、その家族、関係者からの心配事を、行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

- 開所日時 月曜日～金曜日
8時30分～17時
(祝日、年末年始を除く)
- 住 所 〒822-0025
直方市日吉町9-10
(直方総合庁舎本館5階)
- 電話番号 0949-24-1551
FAX0949-24-1552

直鞍地区障がい者 虐待防止センターかのん

障がいのある人の権利擁護や虐待に関する相談機関です。

- 開所日時 月曜日～金曜日
8時30分～17時
(祝日、年末年始を除く)
- 住 所 〒822-0025
直方市日吉町9-10
(直方総合庁舎本館5階)
- 電話番号 0949-24-1556
(24時間365日対応可能)
FAX0949-24-1552



困った時の相談窓口



日中一時支援事業

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

日中に一時的な見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保することを目的に行うものです。

内容は、施設等において日中、障がいのある人に活動の場を提供し、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り等を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- **対象者** 市内に居住する障がいのある人
- **持参品** 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、その手帳
- **利用料** 原則、費用の1割相当額を負担
(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

移動支援事業

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、個別支援が必要な障がいのある人に対して、マンツーマンによる支援を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- **対象者** 市内に居住する障がいのある人
- **持参品** 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、その手帳
- **利用料** 原則、費用の1割相当額を負担
(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

医療的ケア児(者)日常生活支援(旧在宅レスパイト)

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

たんの吸引や経管栄養等を常時必要とする重度の障がいのある人に対して、外出時等の支援を行うことにより、介護者の負担を軽減するとともに、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、主治医の指示に基づき、通所施設、作業所、保育所、学校、その他障がいのある人が通う施設及び在宅で、経管栄養やたんの吸引等を行います。

サービスを利用するためには、医療的ケア児(者)日常生活支援事業決定通知等が必要です。通知書が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。ただし、健康保険法の適用対象となる訪問看護は除きます。詳しくは、係へお問い合わせください。

- **対象者** 市内に居住する重度の障がいのある人で常時医療的ケアを必要とする人
- **持参品** 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、その手帳